

「スマホ・ケータイフィルタリング設定100%キャンペーン」



お子様をスマホやケータイの危険性から守るために

フィルタリングとペアレンタルコントロールを！

ペアレンタルコントロールってなに？

携帯電話やゲームアプリ、ゲーム機などで保護者が設定を行うことで、有害情報へのアクセスをブロックするフィルタリングを設定したり、お子さんの年齢段階に応じて、使用時間やダウンロードの制限、写真や動画の投稿の制限をしたりすることができます。

ペアレンタルコントロールについては、各端末で設定するもののほか、アプリごとに設定するものもあります。(オンラインゲームでの課金やボイスチャットの設定など) 使用状況に合わせて適切な設定をしましょう。



なんでフィルタリングやペアレンタルコントロールが必要なの？

情報機器が身近になる中で、フィルタリングなどを設定していないためにトラブルや犯罪に巻き込まれる事例が増えているからです。

フィルタリングの設定をしましょう！

携帯電話各事業者の「あんしんフィルター」設定サイトのQRコード



docomo



au



Softbank



UQモバイル



Y!mobile

フィルタリングはお子様を違法・有害情報との不用意な接触から守り、安心・安全なインターネットの利用を手助けするサービスです。各携帯電話事業者のフィルタリングの名称が「あんしんフィルター」に統一され分かりやすくなりました。



左のQRコードから簡単にフィルタリングの設定ができるよ！

スマホ・ケータイフィルタリング100%キャンペーン実施中

学校で取り組むこと

★学級活動などでの子供たちへの指導

- ・フィルタリングを設定していない場合の危険性
- ・SNSで不適切な画像を扱う危険性

【フィルタリングを設定していない児童生徒の割合】

- ・小学校：26% 中学校：31%
- 宇都宮市「令和4年度 学習と生活に関するアンケート」の結果より

ご家庭で取り組んでほしいこと

★お子様のスマホ・ケータイへのフィルタリングやペアレンタルコントロールの設定

- ・本体だけでなく、それぞれのアプリの設定もしましょう！（ゲーム機や、タブレットも忘れずに！）
- ・できれば、お子様と一緒に設定しましょう！

保護者の「おさがりスマホ」や 保護者の使う「タブレット」を そのまま子どもに使わせていませんか？



子ども達にとって、簡単にネットにつながるスマートフォンやタブレットなどの機器は、より身近なものになっていますが、SNSの危険性を意識しないまま利用し、犯罪に巻き込まれてしまう児童・生徒の数も年々増加しています。

専門家によると、SNSの利用をきっかけにした子ども達への犯罪被害が増加している原因の一つとして、保護者が自分の使っていたスマホや、保護者自身が使っているタブレットを、フィルタリングの設定をしないまま子どもに使わせていることが挙げられています。

特に、小・中学生においては、「親のおさがりスマホ（タブレット）を、家のWi-Fi環境で使う分には問題ないだろう。」とか、「親のおさがりスマホに格安SIMを入れて使わせよう。」などと、フィルタリングの設定をしないまま子どもに使わせてしまう例がよくあり、その結果、SNSなどを通じて加害者と繋がり、被害に遭ってしまう事案が多く発生しています。

SNSをきっかけとする児童の犯罪被害

1732人

中学生718人

約半数が
小・中学生!!

小学生114人

(※前年比 37.3%増)

R04 警察庁調べ

自撮りによる被害に注意!

SNSをきっかけとする被害の多くは、手軽な画像送信から被害に遭う、「児童ポルノ被害（自撮り被害）」です。

昨年、全国で被害に遭った児童・生徒は1,487人で、そのうちの835人は小・中学生であり、全体の約60%にも上ります。

(警察庁調べ)



フィルタリング(ペアレンタルコントロール)は なぜ必要なの？

SNSをきっかけとする被害児童・生徒のフィルタリング利用状況

■ 利用していた (117人) ■ 利用していなかった (864人)

被害時のフィルタリング未設定率 88.1%

【R04 内閣府調査】

0% 20% 40% 60% 80% 100%

SNSをきっかけとして被害に遭った子どもたちのフィルタリングの利用状況を調べたところ、フィルタリングの設定をしないまま被害に遭った児童が約90%に上りました。

フィルタリングの設定は、保護者の責任で必ず行いましょう。



不適切な画像(動画)の撮影、所持、SNSでの送信・拡散は犯罪です!

SNS(Instagramなど)でのやりとりをきっかけとして、自分の裸や下着の画像を撮影して送ったり、相手に性的な画像を送るよう求めたり、そうした画像を他の人に送ったり、自分のスマホに保存したりすることは、「児童ポルノ禁止法」で規制されており、違反すると警察に逮捕・補導されることがあります。

どうしよう? 裸や下着の画像を送ってしまった! 知り合いの不適切な画像が送られてきた!

まずは、被害が広がらないよう、なるべく早く専門家に相談することが大切です、お家の方に言いにくい場合、学校の先生などに相談しましょう。

(学校以外の相談窓口:「ヤングテレホンコーナー」0120-87-4152 月~金 AM9:00~PM4:00)